

滋賀大学における「独占禁止法教室」の開催について

令和 6 年 1 0 月 2 9 日
公正取引委員会事務総局
近畿中国四国事務所

公正取引委員会は、将来を担う学生に対し、社会人として、経済活動に参加する際に、独占禁止法を遵守するとともに、消費者として厳しい目で商品選択を行うことができるよう、独占禁止法の意義と役割を理解してもらうために、これまで全国各地の大学等において、当委員会の職員等による「独占禁止法教室」を開催しています（別紙参照）。

このたび、公正取引委員会では、その一環として、同教室を下記のとおり開催することとしました。

記

- 1 日 時 令和 6 年 1 1 月 5 日（火）
1 6 : 1 0 ~ 1 7 : 4 0
- 2 場 所 滋賀大学 校舎棟 2 階 第 7 講義室
彦根市馬場 1 丁目 1 番 1 号
- 3 講 師 公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所
所長 片桐 一幸
- 4 対象者 滋賀大学経済学部「ビジネス・エコノミクス」受講者等
- 5 テーマ 「競争の役割と公正取引委員会の活動 ―独占禁止法とフランチャイズ・システムとの関わりについて―」

※ 今回の独占禁止法教室は、授業中のカメラ撮影、傍聴取材が可能です。御希望の場合には、令和 6 年 1 1 月 1 日（金）正午までに、次の問い合わせ先に御連絡ください。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所 総務課 電話 06-6941-2173（直通）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/regional_office/kinki/index.html

独占禁止法教室のご案内

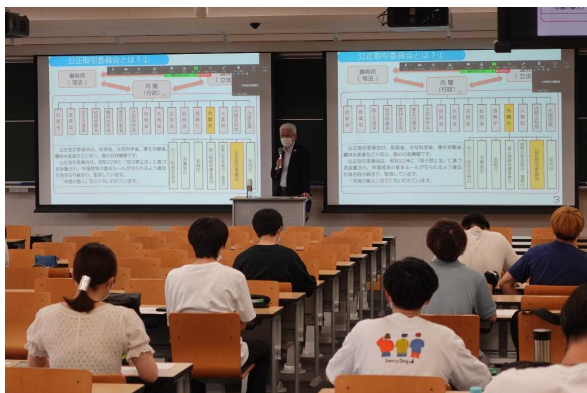
公正取引委員会は、将来を担う学生に対し、社会人として経済活動に参加する際に、独占禁止法を遵守するとともに、消費者として厳しい目で商品選択を行うことができるよう、独占禁止法の意義と役割を理解していただきたいと考えております。そこで、公正取引委員会では、中学生、高校生及び大学生をそれぞれ対象として、職員を講師として派遣し、「独占禁止法教室」を開催しております。

授業内容

大学生向けの独占禁止法教室は、通常の講義や外部講師による特別講座などに対して、公正取引委員会の職員を派遣して開催する出前授業です。法学部の授業（例：「独占禁止法」、「経済法」）や経済学部の授業（例：「産業組織論」、「産業経済学」）だけでなく、他の学部の授業でも開催しています。

競争法の目的や学生が将来、経済活動に参加する際に直面する独占禁止法とのかかわりについて講義し、学生からの質問にお答えしています。

授業風景



感想

- ニュースになった事例や実際に身の回りで起きていたことを交えて話してくれるので、理解しやすい講演だった。さらに、実際の事例について、私自身もよく知っている企業の名前も上がっていたので、少し身近に感じ、驚きました。
- 公正取引委員会について名前は聞いたことはあったが、具体的にどのような活動を行っているのか知らなかったため、この機会に知ることができ、関心が高まった。
- 経済学でてきた囚人のジレンマが実際の行政に應用されていることに驚きました。
- プラットフォームビジネスの存在感の高まりと影響力の大きさを感じた。

実績（近畿地区）

年度	中高	大学	計
令和3年度	6校	14校	20校
令和4年度	11校	19校	30校
令和5年度	7校	18校	25校

主な開催校（令和5年度 近畿地区）

大阪大学、大阪公立大学、関西大学、関西学院大学、京都大学、近畿大学、神戸市外国語大学、甲南大学、滋賀大学、摂南大学、帝塚山大学、同志社大学、立命館大学、和歌山大学など

お問い合わせ先

公正取引委員会事務総局

近畿中国四国事務所 総務課

電話 06-6941-2173（直通）

メール kinki_kouhou2173@jftc.go.jp



オンライン形式や少人数のゼミでも
開催しています！